

# 小田原市建築基準条例の一部改正の概要

## 1. 改正の目的

小田原市建築基準条例（以下「条例」といいます。）について、建築基準法の一部改正への対応や建築物の利用形態の多様化への対応等により所要の改正を行い、必要な事項を定めます。

## 2. 改正の内容

### (1) 建築基準法の改正による見直し

#### ア 興行場等（公会堂又は集会場に限る。）の耐火性能等を有する建築物の追加（条例第42条第3項）

公会堂又は集会場の用途に供する建築物の耐火性能等について、現行の規定の耐火建築物に加えて、準耐火建築物及び新たに規定された耐火性能等を有する建築物についても認めることとします。

#### イ 幼保連携型認定こども園に係る規定の整理（条例第9条、第11条、第14条）

子ども・子育て支援法等の改正により、幼保連携型認定こども園が教育基本法の「学校」及び児童福祉法の「児童福祉施設」に位置付けられるとともに、建築基準法施行令が改正され幼保連携型認定こども園が幼稚園及び保育所と同じ規制を適用する等の整理が行われたことに伴う所要の改正を行います。

#### ウ 罰則の強化（条例第61条）

建築基準法が改正され、罰則の対象に新たに「設計図書に記載された大臣認定を受けた建築材料等と異なる建築材料等を引き渡した者」が追加されたことに伴い、条例に当該規定を追加します。

### (2) 学校教育法等の一部改正に伴う改正（条例第11条）

学校教育法等が一部改正され、学校の種類に「義務教育学校」が追加されたことに伴い、条例で小学校及び中学校について規定している条文に義務教育学校を追加します。

### (3) その他

#### ア 共同住宅の共同炊事場の規定の削除（条例第18条）

利用形態の変化に伴い、マンション等の共同住宅における共同炊事場の需要が失われたため、共同住宅の各戸に炊事場がない場合における共同炊事場の設置義務及び共同炊事場の床面積の下限に係る規定を削除します。

#### イ 建築物の一部に設ける公衆浴場の規定の削除（条例第44条）

浴室内で薪まきを使用する公衆浴場に係る規定について、重油やガスを使用して間接的に加熱する安全性の高い給湯設備の普及に伴い、火災発生の可能性が低くなったため、建築物の一部に設ける公衆浴場の規定を削除します。

#### ウ エレベーターのピットの規定の整理（条例第52条）

エレベーターのピットが浅い場合、はしご等の簡易な昇降器具を持参することで十分に保守点検が可能であることから、所要の改正を行います。

## **エ 仮設建築物に対する制限の緩和の追加（条例第 55 条）**

仮設建築物については、条例の自動車車庫又は自動車修理工場の敷地の自動車用の出口に係る規定を、適用しないこととします。

### **3. 施行日及び経過措置**

#### **(1) 施行期日**

平成 29 年 3 月 1 日から施行します。

#### **(2) 経過措置**

平成 29 年 3 月 1 日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとします。